

ウクライナ情勢に係るロシア等に対する経済制裁の概要

輸入関連の措置の概要(2025年2月9日現在)		
輸入禁止措置		対象品目
ウクライナからの輸入	2014年付告示指定	以下の地域を原産地とする全貨物 ・クリミア自治共和国 ・セヴァストポリ特別市
	2022年2月26日付告示指定	以下の地域を原産地とする全貨物 ・「ドネツク人民共和国」(自称) ・「ルハンスク人民共和国」(自称)
ロシアからの輸入	2022年4月12日付告示指定	・ロシアを原産地又は船積地域とするアルコール飲料、木材、機械類・電気機械
	2022年7月25日付告示指定	・ロシアを原産地としロシアから積み出された貴金属(金の地金、金貨等)(財務大臣の許可を要する)
	2022年12月5日付告示指定	・1バレルあたり60米ドルを超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油(「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された原油を除く。)
	2023年2月6日付告示指定	・1バレルあたり100米ドル(高価値品)又は45米ドル(低価値品)を超える価格で取引されるロシアを原産地とする石油製品
	2023年12月20日付告示指定	・ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンド
	2024年4月10日付告示・2024年9月2日付告示指定	・ロシアを原産地とする一定質量以上の非工業用ダイヤモンド

経済産業大臣の承認を要する。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com